ふじみ衛生組合リサイクルセンター
自動販売機設置に関する説明書

１　目的

ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）は、飲料用等自動販売機（以下「自販機」という。）を自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）と契約締結し、リサイクルセンター周辺に設置する。

これまでは、リサイクルセンター中央棟に自販機を設置していたが、同中央棟については、新しいリサイクルセンターに建替を行うため、令和７年１月から解体工事に着手しており、既に自販機は撤去済みである。

新しいリサイクルセンター—は令和 10 年度中の稼働を予定しており、それまでの期間は、同東棟・同北棟でごみ処理を行っており、ごみ処理に従事する事業者やごみ収集業者から自販機設置に関して強い要望があることから、できるだけ早急に自販機の設置を目指すものである。

事業者の選定は公募型プロポーザル方式により実施することとし、総合的に企画・提案性が優れ、売上手数料など最も条件の良い事業者１者と契約の締結を行うため、本説明書を定める。

２　設置予定場所及び台数

東京都調布市深大寺東町７丁目 50 番地 30
ふじみ衛生組合　リサイクルセンター
仮設管理棟（１台又は２台）・北棟（１台）・東棟（１台）

※１　設置図は別紙１のとおり
※２　設置条件として、３箇所（Ａ～Ｃ）設置を必須とする。

３　事業者要件

⑴　自販機の設置に当たっては、事業者自らが自販機を管理、運営し３年以上の実績を有していること。
⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号及び６号に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
⑶　法人税を滞納していないこと。
⑷　上記⑴～⑶の要件を全て満たしている場合に限り、本件事業者選定に申込むことができる。

４　事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

５　スケジュール（予定）

内容	期間（令和７年）		
説明書等の公開	３月６日（木）	～	３月 13 日(木)17 時まで
現地見学会	３月 17 日（月）	～	３月 18 日(火)
質疑受付	３月 19 日（水）	～	３月 25 日(火)17 時まで
質疑に対する回答	３月 26 日（水）	～	３月 31 日(月)17 時まで
提案書受付	４月１日（火）	～	４月８日(火)17 時まで
プロポーザル	４月 23 日（水）	～	４月 24 日(木)
決定通知書の発送	５月８日(木)	～	５月９日(金)
契約締結	５月中旬予定		
自販機設置	５月下旬設置、６月販売開始		

６　応募方法

リサイクルセンターに飲料用自動販売機の設置を希望する事業者は本説明書の諸条件に基づき、令和７年４月８日（火）17 時までに、「提案書」７部を組合に提出する。

提案書の内容は、別紙２「自動販売機設置に関する評価基準表」の内容に添うよう作成すること。

また、現地見学会を希望する場合は、事前に組合担当者まで申し出ること。

７　質疑・応答について

質疑がある場合は、ふじみ衛生組合施設課まで電子メールで送付のこと。

（fujimi-shisetuka@fujimieiseikumiai.jp）

８　審査方法

(1)　上記日程により、事業者はプレゼンテーションを行い、提案内容についてヒアリングによる審査を実施する。

(2)　提案書及びヒアリング結果から「自動販売機設置に関する評価基準表」にて採点を行い、点数が高い事業者を１者選定し、リサイクルセンター自販機設置事業者として決定する。

(3)　事業者は組合と書面で契約の締結を行う。

なお、契約書については事業者が２部作成し、双方で保管する。

(4)　自販機の据付日については、組合担当者と協議のうえ決定する。

９　貸付に関する諸条件

(1)　ふじみ衛生組合所有施設への自販機設置の権限

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第 2 項第４号に規定する行政財産の一部貸付とする。

(2)　用途の指定

物件の用途は、自販機及び回収ボックスの設置に限る。

(3)　貸付期間

令和７年６月から令和８年３月 31 日（予定）までとする。

それまでの使用状況、苦情への対応、衛生管理等について審査し更新を行っても支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを条件に、新しいリサイクルセンターの稼働開始前（最大令和 10 年８月 20 日（予定））まで延長することができる（毎年度更新契約の締結）。

(4)　貸付方法

ア　別紙１「ふじみ衛生組合リサイクルセンター自販機設置図」により、事業者として決定した者が提案した自販機を設置すること。

イ　貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において事業者に引き渡すものとする。

ウ　契約の解除等により自販機を撤去する場合は、組合と協議し、原状に復帰して組合の確認を受けなければならない。

(5)　貸付料（土地賃料）

ふじみ衛生組合行政財産使用料条例に基づき算出した額を徴収する。

例）自販機の面積が 0.6 ㎡の場合（令和６年度における課税標準額を参考）

年額 1,440 円（月額 120 円）

式（課税標準額 162,938,764 円÷地積 2,032 ㎡×使用面積 0.6 ㎡×0.0025＝120 円（小数点以下切捨て）

(6)　販売価格

事業者として決定した者が提案書に記載した価格をもって、１本当たりの販売価格とする。

(7)　販売手数料

事業者として決定した者が提案書に記載した価格をもって、１本当たりの販売手数料とする。

(8)　電気料の算定

ア　設置する自販機ごとに電気使用量を計測する専用メーターを備えること。

イ　専用メーターにより各自販機に係る電気使用量を検針し、その使用量

に当該年度の従量料金単価を乗じ電気料を算定すること。

(9)　手数料支払い

貸付料、販売手数料及び９－(8)にて算定した使用電気料を、四半期ごとに組合が発行する納入通知書により指定期日までに支払うこと。

10　自販機設置に関する諸条件

(1)　安全対策

ア　事業者は、転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ　事業者は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(2)　災害時対策

事業者は、提案書に記載した災害時対策を講じた機器を設置する。

(3)　環境対策

事業者は、自販機の選定に際して環境負荷の低減に配慮し提案書に記載した機器とすること。

(4)　衛生管理

事業者は必要に応じて、自販機内部、外部及び設置場所周辺の清掃等を行い、衛生管理を徹底すること。

(5)　景観配慮

自販機のデザインや外観については､設置場所が公共施設であることを考慮し、提案書に記載した機器とすること。

(6)　法令遵守

事業者は、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、自販機の設置に当たって関係機関等へ許可、届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うこと。

(7)　その他

自販機には設置者の氏名、住所、連絡先を明記したステッカー等を利用者が識別しやすい位置に表示すること。

11　設置台数及び場所

(1)　別紙１「ふじみ衛生組合リサイクルセンター自販機設置図」に記載のＡ～Ｃの場所（いずれも屋外）に設置すること。

（Ａは１台又は２台、Ｂ・Ｃは各１台）
設置場所(床面)等については、設置場所ごとに異なるため、耐震固定を含めた土台の下地調整や整地等を行うこと。

(2)　自販機の盗難やいたずら等による破損等については、全て事業者の責任において、修理又は再設置等を行うものとする。

12　供給電源

100Ｖ/50Ｈｚ/15Ａ　※　必要に応じて接地工事を行うこと。

なお、設置場所の近辺に供給電源はあるが、自販機設置のための基礎工事や土台の設置、電源コードの設置等、自販機を稼働・設置及び撤去時における原状復帰等の費用は事業者が負担する。

13　リサイクルセンター作業員等の人数及び販売実績(参考)

(1) 常駐職員数　約 60 人

(2) ごみ収集車搬入台数　のべ 200 台/日

(3) 旧リサイクルセンター中央棟内での販売実績（自販機台数　４台）

令和５年度　28,284 本

令和４年度　28,843 本

令和３年度　29,298 本

14　自販機及び販売品の管理

自販機の設置後は、自販機及び販売品の管理について、次に掲げる対応を確実に実施するものとする。

(1)　自販機の管理及び故障時等の対応

ア　事業者において、専門技術サービス員による保守業務を行って維持に努めること。

イ　自販機の故障等の不具合が発生した時は直ちに修理等の対応を行うこと。なお、修理期間中は当該自販機内の販売品の保冷・保温状況等にも配慮すること。

(2)　販売品の管理

販売品の賞味期限の管理を徹底するとともに、販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブル防止に努めること。

(3)　販売品目

販売品は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等の密閉式の飲料、お菓子等軽食（※提案による）とし、酒類又はその類似品の販売は行わないこと。

(4)　販売価格

販売価格は、事業者として決定した者が提案書に記載した価格とすること。

ただし、物価の変動、消費税率の変更等により、販売価格の見直しを求める場合には、組合と事業者が協議のうえ決定するものとする。

(5)　販売品の納品及び容器回収

ア　原則として、自販機１台に１個の割合で、回収ボックスを自販機周辺に設置すること。

イ　回収ボックスの素材は、プラスチック製又は金属製とすること。

ウ　回収ボックスの容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

エ　収容済みの容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は容器以外のものが投入しにくい形状を有するもの、又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器とそれ以外のものの混入防止を図ること。

オ　使用済み容器は容器包装リサイクル法（平成７年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理すること。

カ　販売品の搬入及び回収した使用済み容器の搬出時間については、組合の指示に従うこと。

(6)　使用済み容器の回収並びに販売機への補充については、ごみの搬入車両等の通行の妨げにならない方法で、それらを考慮した時間帯で実施すること。

(7)　費用負担

自販機、電気使用量専用メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、事業者の負担とする。

(8)　本説明書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、組合と協議し、その指示に従うこと。

15　販売報告書

設置した自販機ごとに毎月の販売数量及び売上金額を表記し、これに販売手数料、貸付料を加算した納付すべき金額の根拠となる販売実績等を月別に作成し、四半期ごとに報告すること。

また、専用メーターにより検針した毎月の電気使用量も月別に作成し、四半期ごとに報告すること。

16　契約の解除

契約後、事業者が貸付料等の支払いを怠ったり組合の信用を著しく失墜させたりするなど、契約を継続しがたいと組合が判断したときは、組合は本件契約を解除することができる。

【問い合わせ先】
東京都調布市深大寺東町７丁目 50 番地 30
ふじみ衛生組合　施設課
ＴＥＬ　：042-482-5497
ＦＡＸ　：042-482-5491
Ｅメール：fujimi-shisetuka@fujimieiseikumiai.jp